

第5章 望ましい環境像

1. 望ましい環境像

(1) 第6次天理市総合計画での将来像

第6次天理市総合計画の基本構想における将来像は「大和青垣に囲まれた歴史と文化かおる共生都市・天理～創り、つながり、笑顔が広がる、多様な連携で共に支え合うまち～」です。

また、環境に関連する分野の施策の方向は「地域の実情やニーズに応じた土地利用を誘導しながら都市基盤の整備を図るとともに、都市景観や歴史的風土、緑豊かな自然環境が融合した安らぎある空間の整備・保全を図り、快適で住みやすく、訪れやすい「都市環境」の確立を目指します」と設定しています。

(2) 天理市環境基本条例での環境の保全と創造に関する施策の基本方針

本計画は、「天理市環境基本条例」（平成24年4月）の規定に基づき策定することから、同条例第8条の施策の基本方針を共有します。また、同条例第8条は次のように定められています。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、本市の多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (3) 市民と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) 環境に配慮した地域づくりを協働により推進し、安全で良好な地域環境が形成されること。
- (5) 潤いと安らぎのある都市空間の形成、人にやさしい施設の整備、歴史的文化的資源の保全及び活用がされること。
- (6) 環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用、廃棄物の減量等が図られること。
- (7) 地球温暖化の防止等の地球環境の保全に資する取組がされること。

(3) 望ましい環境像

「ホタル舞う 美しいまち 天理」

望ましい環境像とは、市民、事業者、行政（市）に共通する長期的目標として、概ね10年後の本市が目指すべき姿を示すものです。前計画では、天理市総合計画や環境基本条例、市民意見等を踏まえ「ホタル舞い いのち輝くまち 天理」と決めました。

本計画における望ましい環境像は、上記の考えを引き継いだ上で、令和2(2020)年に制定した「天理市美しいまちづくり条例」の理念を踏まえ、「ホタル舞う 美しいまち 天理」とします。